

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成31年3月11日認可した。

平成31年3月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
平池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平池南地区
高松市三谷土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西唐谷地区
高松市川添土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）馬ノ口地区
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）飯田原池地区